

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

I 背景

電気通信は、我が国の基幹的な社会インフラであり、電気通信事故は、国民の社会生活や経済活動に多大な支障を及ぼすものであるため、その防止は喫緊の課題である。

近年ではネットワークやサービスの多様化・高度化が進展し、事故の原因や内容等が多様化・複雑化している。事故の防止のためには、このような事故を巡る環境変化を踏まえた上で、再発防止に向けた対策等について検討する必要がある。

このため、総務省では、平成25年4月より「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、同年10月に報告書を取りまとめた。

本報告書を踏まえ、電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために、利用者への影響が大きい回線非設置事業者についても、回線設置事業者と同様の事故防止の規律を導入すること等を内容とする電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正を行ったところである。（平成26年6月11日公布）

本件は、本法改正等を受けて、回線非設置事業者が提供する電気通信役務のうち、利用者への影響が大きい電気通信役務の基準や、指定を受けた事業者に係る技術基準等について関係省令の規定を整備するため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）、電気通信主任技術者規則（昭和60年郵政省令第27号）及び事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）の各一部の改正について、電気通信事業法の一部を改正する法律（平成26年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第2条の規定及び改正法による改正後の電気通信事業法第169条第4号の規定に基づき諮問するものである。

II 改正の概要

(1) 回線非設置事業者が提供する電気通信役務のうち、利用者への影響の大きい電気通信役務の基準に係る規定の整備

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・利用者への影響の大きい電気通信役務の基準として、「有料かつ利用者が100万以上」であることと規定。
- ・上記基準を満たす電気通信役務を提供する回線非設置事業者を、回線設置事業者と同様の設備管理を行うべき電気通信事業者として、告示により指定。（指定の解除も告示で実施。）

(2) 利用者への影響の大きい回線非設置事業者に係る技術基準の整備

→事業用電気通信設備規則の改正

- ・(1)により指定を受けた電気通信事業者(以下「指定事業者」という。)に対し、回線設置事業者と同様の技術基準※が適用されるよう規定を整備。
※電気通信回線設備のみに関する規定は除く。
- ・上記改正に伴い、平成 60 年郵政省告示第 228 号(事業用電気通信設備規則の細目を定める件)を改正。(諮問対象外)

(3) 電気通信主任技術者の選任不要要件

→電気通信主任技術者規則の改正

- ・次の場合に電気通信主任技術者の選任を免除することを規定。
 - ①無線 LAN の基地局(アクセスポイント)のみを設置する電気通信事業者について、都道府県ごとの電気通信主任技術者の選任義務を免除すること
 - ②他の電気通信事業者の電気通信設備を利用しており、当該電気通信事業者が電気通信主任技術者を選任していること

<参考：諮問対象外>

(4) 指定事業者の「電気通信設備の概要」に係る届出

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・(1)の指定により技術基準の対象となる設備の「電気通信設備の概要」の届出に係る規定を整備。

(5) 指定事業者の「事業用電気通信設備の自己確認届出書」の提出書類

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・(1)の指定により技術基準の対象となる設備の自己確認届出書に添付する書類に係る規定を整備。

(6) 指定される可能性のある事業者を把握するための利用者数報告義務

→電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)の改正

- ・利用者が 80 万以上かつ有料の電気通信役務を提供する事業者に対し、年度毎の利用者数の報告義務を規定。

(7) 管理規程※の実効性確保

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・管理規程に、組織の全体的かつ部門横断的な「設備管理の方針・体制・方法」に関する記載事項を規定。
 - ・また、上記の規定整備の一環として、管理規程の記載事項の詳細な項目を規定するため、管理規程の細目を定めている告示(平成 19 年総務省告示第 644 号)を改正。
- ※管理規程：設備の点検・検査方法や事故時の復旧手順等、設備の運用に関する取組の作成・届出を義務づけているもの。

(8) 設備容量の確保状況の報告義務

→電気通信事業報告規則の改正

- ・(6)により、管理規程に記載すべき事項の一つとして、「通信量の変動を踏まえた適切な設備容量の確保に関すること」を規定。これに基づき、管理規程を作成している事業者に対して設備容量の確保状況について半期毎の報告義務を規定。

(9) 電気通信設備統括管理者の導入

→電気通信事業法施行規則の改正

- ・事業用電気通信設備の管理の方針、体制及び方法に関する事項の統括管理を行う「電気通信設備統括管理者」の仕組みを導入。選任要件、選任義務及び選解任の届出義務を規定。

(10) 電気通信主任技術者の職務範囲及び講習の受講頻度

→電気通信主任技術者規則の改正

- ・電気通信主任技術者の職務範囲及び電気通信主任技術者が受講する講習の受講頻度に係る規定の整備を行う。

Ⅲ 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日とする。